

編入学奨学金継続願(編入学の1)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり編入学しましたので、引き続き奨学金貸与の継続をお願いします。
また、卒業期が延びる場合には、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与期間(終期)を下記のとおり延長することを願います。
なお、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与期間(終期)の延長に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構情報規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

奨 学 生 番 号									
		0							

併用貸与の者はそれぞれの奨学生番号ごとに「編入学奨学金継続願」を作成し提出が必要

学校、学部・課程、学科・研究科、標準修業年限										学年・卒業予定期	
転出校	学校名	学部・課程				学科・研究科		標準修業年限	第 年次		
									(西暦) 20 年 月		
								卒業・退学・修了(該当に○)			
転入(編入)校	学校名	学部・課程				学科・研究科		標準修業年限	第 年次		
									卒業予定期		
								(西暦) 20 年 月			
学籍番号				全定通コード (該当を☑で選択)		□昼 □夜 □昼夜開講		学部コード (学校記入)			
								編入学年月	20 年 月		

「奨学金貸与月額変更願(届)」(様式2-1～様式2-4の該当様式)を同時に提出する・提出しない

☐ 提出しない

☐ 提出する ⇒ 「月額変更願」(様式2-1～様式2-4の該当様式)を本願にホチキス留めて提出

※第一種奨学金を貸与中の者で編入学により通学形態、又は学校設置区分が変更(国公立・私立)となる場合は、貸与月額の変更が必要となることがあります。
現在貸与を受けている月額を引き続き貸与可能か、学校に確認してください。
現在貸与を受けている月額が国公立又は私立大学でのみ選択可能な月額の場合は貸与月額の変更が必要となります。
なお、以下の場合は、必ず「奨学金貸与月額変更願(届)」(様式2-1～様式2-4の該当様式)を提出してください。
①私立大学の医学、歯学、薬学、獣医学を履修する課程に在学する者で第二種奨学金の増額貸与を受けている者が、その増額貸与を受けることができない学部へ編入学する場合
②法科大学院の法学を履修する課程に在学する者で第二種奨学金の増額貸与を受けている者が、その増額貸与を受けることができない課程へ編入学する場合
※人的保証で「奨学金貸与月額変更願(届)(増額)」(様式2-1または様式2-3)を同時に提出する場合は、連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書が各願出ごとに必要です。
※第一種奨学金と併せて、給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受けていることにより、第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている者が、転学によって貸与終期の訂正や昼夜の変更が生じる場合、第一種奨学金の併給調整後の貸与月額が変更となる場合があります。それに伴い貸与総額が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡しします。)
(注) 1.太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入のうえ学校に提出すること。
2.奨学金振込口座を変更する場合は、別途「奨学金振込口座変更届」(様式4)を本願にホチキス留めすること。
3.本願の提出期限は、学校に確認すること。
4.復学とともに転学・編入学をする場合は本願出とともに、「復活の異動願(届)」(様式1-2)を本願にホチキス留めすること。

■ 貸与総額が増加する場合は記入(貸与期間(終期)の延長等)

変更後の借用金額 (予定・総額)									
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※変更後の借用金額を訂正する場合は、
【参考】『変更・訂正後の借用金額(予定)』『署名』欄の訂正方法等についてを参照してください。

※「奨学金貸与月額変更願(届)」(様式2-1～様式2-4の該当様式)を同時に提出する場合は、「変更後の借用金額」欄には、月額を変更した上で貸与期間(終期)を延長した金額を記入してください。
※第一種奨学金と併せて、給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受けていることにより、第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている場合は、「変更後の借用金額」は記入不要です。
※本願出に記載された変更後の借用金額が予定する借用金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額として取扱います。

■ 保証制度

□人的保証(右欄を添付) ※印鑑登録証明書を添付	連帯保証人 機構届出の	私は、上記の貸与期間(終期)の延長等により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にいたがって債務履行の責を負います。
	住所 〒	電話番号
	(自署)氏名	生年月日 年 月 日
□機関保証	保証人 機構届出の	私は、上記の貸与期間(終期)の延長等により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、本人が返還すべき返還未済額の2分の1を保証し、関係法令及び返還誓約書等にいたがって債務履行の責を負います。
	住所 〒	電話番号
	(自署)氏名	生年月日 年 月 日
□機関保証 今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。 ・機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」(様式5)を提出してください。		

■親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。	
(親権者又は未成年後見人) 住所・氏名(自署)	(親権者) 住所・氏名(自署)

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいない場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の親権者又は未成年後見人から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記のとおり、編入学により本学から転出したことを証明します。
(転出校の証明) 20 年 月 日

学 校 名
学 校 長

上記のとおり、編入学により本学に転入したことを証明し、本願出は適当と認めます。
(転入校の証明) 20 年 月 日

学 校 名
学 校 長

返還誓約書 機構提出 (☑記入) □済	電話番号 (担当者名)	学校番号	区分	電話番号 (担当者名)	学校番号	区分
	- -			- -		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

転学奨学金継続願・編入学奨学金継続願（編入学の1）について

- ① 転学とは、退学せず、又は卒業せずに、同一学種内での他の学校の相当学年へ移動することです。
編入学1とは、退学又は卒業後に引き続き同一学種の他の学校の修業年限の中途へ編入学することです。
転出校は転入校に年次・学部・転学（編入学）予定年月日等を連絡し、転学・編入学の1が認められるか確認してください。

- ② **奨学生**
- ・「転学奨学金継続願」（様式6）又は「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（様式7-1）を提出
 - ・「月額変更願（届）」（様式2-1～様式2-4の該当様式）を提出 ※該当者のみ

- ③ **転出校**
- ・「転学奨学金継続願」（様式6）又は「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（様式7-1）を承認
 - ・復学と同時に転学・編入学の1を行う場合は、「復活の異動願（届）」（様式1-2）に休学日を記入し、学校証明はせずに転入校へ引継ぐ

※スカラA Cで「振込保留（異動見込）」



退学等処理は不要。

- ④ 転出校から直接転入校へ各願届を送付（奨学生本人には返却しないでください）

- ⑤ **転入校**
- ・「転学奨学金継続願」（様式6）又は「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（様式7-1）を承認
 - ・「復活の異動願（届）」（様式1-2）添付があれば、復学日（転・編入学年月日）を記入し学校証明
 - ・転学・編入学の1により設置区分や通学形態変更が発生する場合は、「月額変更願（届）」（様式2-1～様式2-4の該当様式）の添付が必要

- ⑥ 転入校から直接機構へ各願届を送付（奨学生本人には返却しないでください）

- ⑦ **機構**
- 機構
- 「転学奨学金継続願」（様式6）又は「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（様式7-1）及び各願届を審査

※機構で「振込保留解除」又は「復活」

承認

不承認

転出校へ通知

【学校宛】

- ・「転学奨学金継続について(通知)」
- 又は
- ・「編入学奨学金継続について(通知)」

転入校へ通知

【学校宛・奨学生宛】

- ・「転学奨学金継続について(通知)」
- 又は
- ・「編入学奨学金継続について(通知)」
 - ・「異動データ」

機構より転出校へ連絡

転出校で「退学」又は「辞退」処理
振替口座（リレー口座）に登録指導

1. 第一種奨学金の貸与期間

転出校で過去に貸与を受けた期間（月数で計算する。）と通算して、転入校の標準修業年限（標準修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間。

※2020年度以降の給付奨学金（新制度）の支給、および授業料減免の支援を受けていることによる貸与月額調整により、貸与月額が0円となっている期間も貸与月数として通算されます。

2. 第二種奨学金の貸与期間

転学・編入学後の学部（科）・学校の標準修業年限まで貸与を継続可